

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

AUGUST 28TH 2019

■ WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

- 中国 対米報復関税第4弾発表 米国 直ちに對抗措置表明
- 7月の対内直接投資額 前年同月比+4.1%
- 日中社会保障協定 9月1日発効

【産 業】

- 7月の70大中都市住宅価格 前月比上昇 60都市 前年同月比上昇 70都市

【経 済】

- IMF 中国経済年次報告 「為替介入見られず」

■ RMB REVIEW

- 米中摩擦を背景に根強い下落圧力

■ EXPERT VIEW

- 労働契約の違法な解除又は終了を行った場合の法的責任と注意点

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

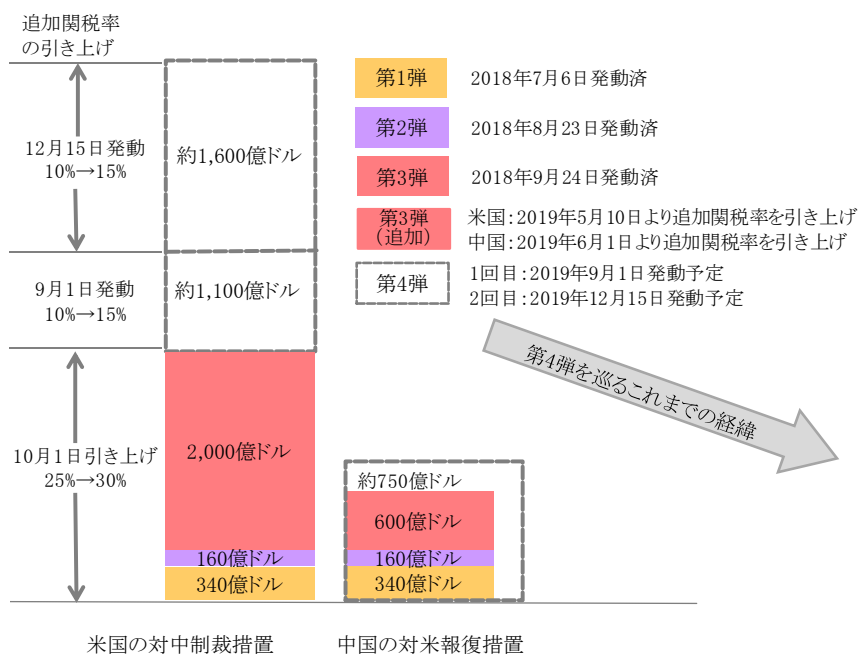
【貿易・投資】

◆中国 対米報復関税第4弾発表 米国 直ちに對抗措置表明

中国の国務院関税税則委員会は23日、先の米国の対中制裁関税第4弾の発表を受け、対米報復関税第4弾を発表した^(注1)。既に報復関税を課している品目も含めた約750億ドル分の米国製品5,078品目に対し、現行関税率にさらに5%か10%を上乗せし、9月1日と12月15日の2回に分けて実施する。また、今年1月以降凍結していた米国産自動車・部品に対する追加関税を12月15日より再開することも発表した^(注2)。

これを受け、米国通商代表部(USTR)は同日直ちに對抗措置を表明し^(注3)、実施中の対中制裁関税第1～3弾の追加関税率を10月1日より現行の25%から30%に引き上げるとして、28日にパブリックコメントを9月20日まで実施することを公示した^(注4)。また、9月1日と12月15日に実施予定の第4弾の追加関税率を当初の10%から15%に引き上げること決定し、28日付の官報で正式に発表した^(注5)。

【図表1】米中の追加関税措置の発動状況



・米USTR(2019年5月13日)
対中制裁関税第4弾(案)を発表。約3,000億米ドル相当の中国製品に対する25%の追加関税

・米中首脳会談(2019年6月29日)
米国の対中制裁関税第4弾の見送りで合意

・米トランプ大統領(2019年8月1日)
対中制裁関税第4弾を、9月1日より税率10%で発動することを表明

・米USTR(2019年8月13日)
対中制裁関税第4弾の一部対象品目の除外や、また一部対象品目の発動を12月15日に延期することを発表

・中国国務院(2019年8月23日)
対米報復関税第4弾を発表。約750億ドル相当の米国製品に対する5%・10%の追加関税。2019年9月1日・12月15日実施

・米USTR(2019年8月23日)
中国の対米報復関税第4弾の對抗措置として、発動済・発動予定の全ての制裁関税措置の追加関税率を5%引き上げる方針を表明(詳細は左図をご参照)

(出所) 米中両国政府の発表を基に作成

中国の対米制裁関税第4弾の対象品目(図表2)を見ると、9月の発動分には大豆、原油などが、12月の発動分にはトウモロコシ、綿、水産物、自動車・部品などが含まれ、農産物が中心となっているのが特徴で、原油も初めて対象となった。なお、今回発表の第4弾についても適用除外措置を執り、手続きの詳細は別途発表するとしている。

(注1) 中国国務院関税税則委員会の対米報復関税第4弾に関する発表原文(対象品目リスト添付)

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201908/t20190823_3372928.html

(注2) 中国国務院関税税則委員会の米国製自動車・部品に対する報復関税の再開に関する発表原文

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201908/t20190823_3372941.html

(注3) 米USTRの8月23日付の発表原文

<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/august/ustr-statement-section-301-tariff>

(注4) 米USTRの8月28日付のパブリックコメントの発表原文

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Request_for_Comments_Concerning_Proposed_Modification.pdf

(注5) 米USTRの8月28日付の官報

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Modification%E2%80%9393August_2019.pdf

MUFG BK CHINA WEEKLY (August 28th 2019)

【図表2】米中の追加関税措置の概要

	米国の対中制裁関税		中国の対米報復関税	
第1弾 2018年7月6日実施 (340億ドル)	340億ドルの中国製品818品目に25%の追加関税		340億ドルの米国製品545品目に25%の追加関税	
	HSコード (中分類)	主要対象品目	HSコード (中分類)	主要対象品目
	8536	電気回路の開閉用、保護用または接続用の機器	1201	大豆
	8413	液体ポンプ、液体エレベーター	8703	乗用自動車
	8431	建設機械、工作機械等に主として使用する部品	1007	グリーンソルガム
	8703	乗用自動車その他の自動車	0206	食用のくず肉
	8471	自動データ処理機械及び読取機(記憶措置)	2303	でん粉製造・砂糖製造の際に生じるかす
	8541	半導体デバイス、発光ダイオード		
	8544	電気絶縁した線・ケーブル、光ファイバーケーブル		
	8421	遠心分離機、ろ過機、洗浄機		
8501	電動機、発電機			
8481	コック、弁その他これらに類する物品			
第2弾 2018年8月23日実施 (160億ドル)	160億ドルの中国製品279品目に25%の追加関税		160億ドルの米国製品333品目に25%の追加関税	
	HSコード (中分類)	主要対象品目	HSコード (中分類)	主要対象品目
	8542	集積回路	4707	古紙
	8543	固有の機能を有する電気機器	2711	石油ガス
	8541	半導体デバイス、発光ダイオード	9018	医療用・獣医用機器
	7308	鉄鋼製の構造物及びその部品	7404	銅のスクラップ
	8486	半導体、集積回路の製造機器	7602	アルミニウムのスクラップ
	8501	電動機、発電機	8536	ランプホルダ、プラグ、ソケット
	8536	電気回路の開閉用、保護用または接続用の機器	8703	乗用自動車
	8503	電動機、発電機等に主として使用する部品		
3920	プラスチック製のシート、フィルム(無補強)			
3921	プラスチック製のその他のシート、フィルム			
第3弾 2018年9月24日実施 (米国:2,000億ドル 中国:600億ドル)	2,000億ドルの中国製品5,745品目に10%の追加関税 (2019年5月10日より25%に引き上げ)		600億ドルの米国製品5,207品目に5%、10%の追加関税 (2019年6月1日より5,140品目に5%、10%、20%、25%の追加関税に変更)	
	HSコード (中分類)	主要対象品目	HSコード (中分類)	主要対象品目
	8418	冷蔵庫、冷凍庫	2711	液化天然ガス(LNG)
	8415	エアコン	2603	銅鉱
	8528	モニター、プロジェクター、テレビ受像機	8479	機械類
	9403	家具類	9031	測定用・検査用機器
	9405	ランプその他の照明器具及びその部品	7003	板ガラス及び溝型ガラス
	4202	鞆類	9013	レーザー及びその他の光学機器
	3926	プラスチック製品類	4703	化学木材パルプ及び硫酸塩パルプ
	8708	自動車用部品	9018	医療用・獣医用機器
0302	水産物			
第4弾 2019年9月1日・ 2019年12月15日 実施予定 (米国:2,700億ドル 中国:750億ドル)	2019年9月1日/約1,114億ドルの中国製品3,243品目に15%の追加関税		2019年9月1日/米国製品1,717品目に5%、10%の追加関税	
	HSコード (中分類)	主要対象品目	HSコード (中分類)	主要対象品目
	8517	固定電話、ウェアラブルデバイス、通信機器の部品	0201	牛肉
	8528	モニター、ビデオプロジェクター、TV受像機	0303	冷凍魚
	8443	印刷機、プリンター、複写機、ファクシミリ	0801~0813	食用果実
	6403	履物(甲が皮製のもの)	1201	大豆
	8523	デバイス、半導体記憶装置、スマートカード	2709	原油
	6110	ジャージ、ブルオーバー、カーディガン、ベスト	2805	レアアース
	・2019年12月15日/約1,560億ドルの中国製品555品目に15%の追加関税		・2019年12月15日/米国製品3,361品目に5%、10%の追加関税	
	HSコード (中分類)	主要対象品目	HSコード (中分類)	主要対象品目
8517	携帯電話、無線電話	1001	小麦	
8471	PC(ノートパソコン、タブレットを含む)、記憶措置	1005	トウモロコシ	
9503	車輪付き玩具、玩具、模型	1604	水産物	
9504	ビデオゲーム、テーブルゲーム機器、室内遊戯用具	4407	木材	
8516	湯沸器、暖房機器、ヘアドライヤー、電気アイロン	5205	綿	
6402	履物(スキー靴、スニーカー、スポーツ用シューズ)	8703	乗用自動車	
9505	娯楽用品、クリスマス用品	8708	自動車部品	

(出所) 米国・中国政府の発表を基に作成

◆7月の対内直接投資額 前年同月比+4.1%

<対内直接投資>

商務部の15日の発表によると、7月の対内直接投資額は前年同月比+4.1% (6月:同+3.0%)の80.7億米ドルと、伸びは前月から拡大した(図表1)。一方、新規設立の外資企業数は同▲30.6%の3,919社と、前年を下回っている。1-7月の累計では、直接投資額は前年同期比+3.6% (1-6月:同+3.5%)の788.0億米ドル、新規設立の外資企業数は▲31.8%の24,050社だった。

国・地域別で、日本からの1-7月の投資額は前年同期比+8.0%^(注) (1-6月:同+8.8%^(注))の27.0億米ドル

で、伸びは前月から縮小した。ただし、7月単月の投資額を見ると、7.2億ドル^(注)で、2013年6月(12.8億ドル^(注))以来の高水準となっている(図表2、3)。

米国からは、1-7月が同▲3.4%^(注) (1-6月:同▲16.4%^(注))の20.1億米ドルと、減少幅が縮小した。また、韓国からは同+63.1%の40.6億米ドル、ドイツからは同+62.5%^(注)の11.7億米ドルと、引き続き大幅に拡大している一方、台湾からは同▲12.3%^(注)、英国からは同▲18.6%^(注)と2桁の減少が続いている(図表2)。

業種別では、製造業への投資が前年同期比▲1.5%の228.1億米ドル、サービス業への投資が同+5.8%の549.9億米ドルだった。

(注) 商務部発表の対内直接投資額に基づき当行が計算。

【図表2】2019年1-7月中国対内直接投資額
(上位10カ国・地域)

順位	国・地域	投資額 (億米ドル)	前年同期比 (%)
1	香港	553.7	1.1
2	韓国	40.6	63.1
3	シンガポール	37.7	4.1
4	台湾	27.1	▲12.3
5	日本	27.0	8.0
6	米国	20.1	▲3.4
7	英国	14.4	▲18.6
8	ドイツ	11.7	62.5
9	マカオ	9.5	10.5
10	オランダ	8.2	7.9

(出所) 商務部の公表データを基に作成

(注) 前年同期比は、商務部の公表データに基づき当行が計算

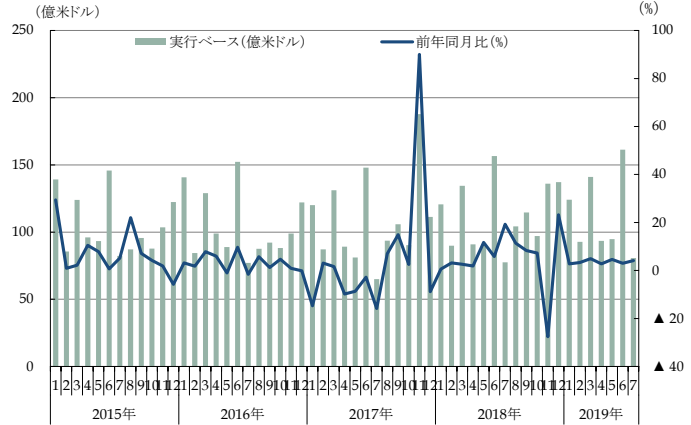
<対外直接投資>

商務部の15日の発表によると、7月の対外直接投資額は前年同月比+19.8%^(注)の96.9億米ドル^(注)(図表4)。1-7月の対外直接投資額は前年同期比▲5.6%^(注)の616.1億米ドル^(注)となった。

(注) 商務部の発表に基づき当行が計算。投資額は人民元建をドル建に換算。

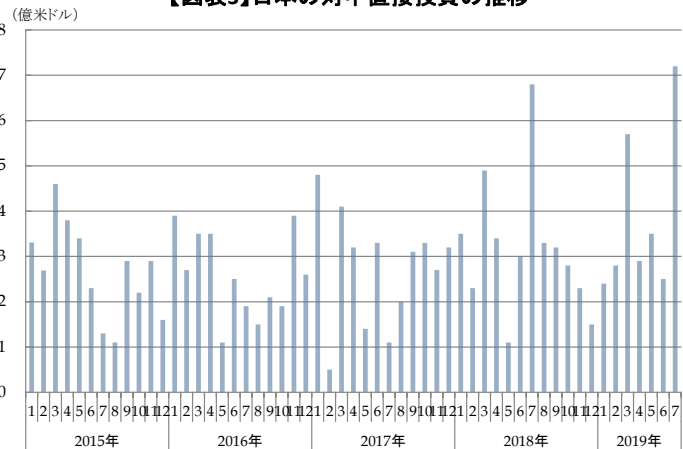
業種別では、1-7月の通信ソフト・ITサービス業向けが前年同期比+24.1%、製造業が同+11.4%と堅調に伸びている。

【図表1】中国対内直接投資の月次推移



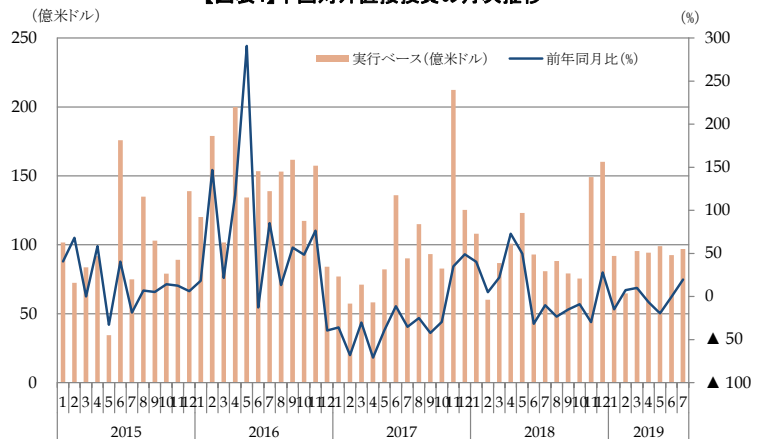
(出所) 商務部の公表データを基に作成

【図表3】日本の対中直接投資の推移



(出所) 商務部の公表データを基に作成

【図表4】中国対外直接投資の月次推移



(出所) 商務部の公表データを基に作成

(注) 前年同期比は、商務部発表の対外直接投資額に基づき当行が計算

◆日中社会保障協定 9月1日発効

9月1日、日中社会保障協定(「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」)が発効する。以後、日中両国から相手国に派遣される駐在員は、派遣開始から5年間は相手国の年金の加入が免除される。これにより、日中両国での年金制度加入による年金保険料の二重払いの問題が解消され、企業と駐在員の負担が軽減される。

日本から中国に派遣される駐在員は、当該措置の適用を受けるには、事業主が日本の年金事務所から「適用証明書」の交付を受け、中国の派遣先事業所が「適用証明書」を中国の社会保険料徴収機関に提出する。「適用証明書」は8月1日から交付申請の受け付けを開始しており、協定発効日の9月1日以降順次交付する予定という。なお、協定発効前から中国に派遣されている駐在員については、協定発効日に中国へ派遣されたものとして取り扱われ、協定発効日から5年間は中国の年金への加入は免除されることとなる。

(※)詳細は日本年金機構のサイトをご参照ください。

https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/kunibetsu_info/china.html

なお、中国の社会保険は年金保険のほか医療保険、失業保険、労災保険、出産保険で構成されるが、今回の協定の対象は年金保険のみとなっている。その他の社会保険については、中国で就業する外国人にも納付義務が規定されているが、実際に保険加入が強制されるかどうかは地域によって異なる。

【産業】

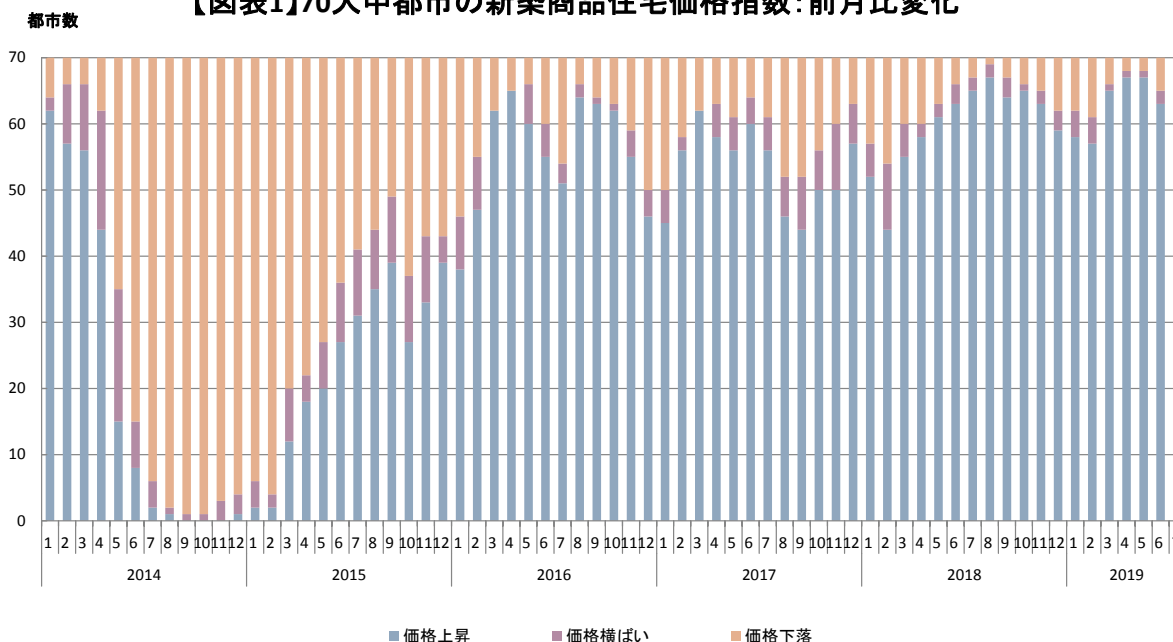
◆7月の70大中都市住宅価格 前月比上昇 60都市 前年同月比上昇 70都市

国家統計局は15日、7月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅について、前月比で価格が上昇した都市数は前月から3都市減少して60都市と、2ヶ月連続で減少。(図表1)。前年同月比では、5ヶ月連続70都市全てで上昇した(図表2)。

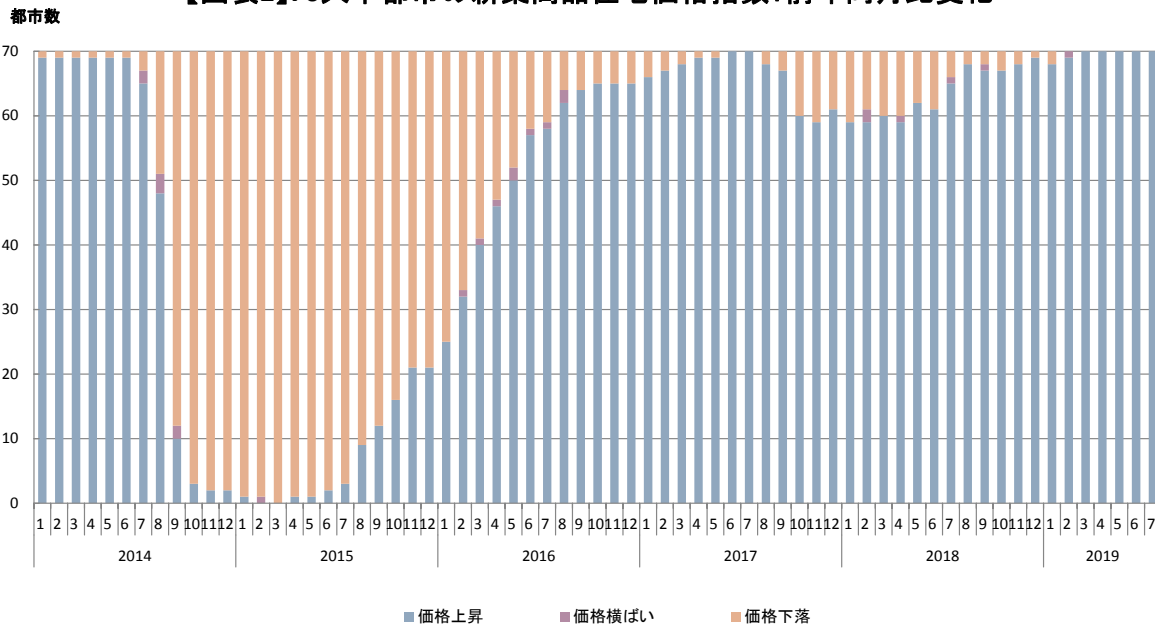
前月比で上昇幅が大きかった都市は、平頂山市(河南省)の+1.6%、大理市(雲南省)の+1.5%、西安市(陝西省)の+1.4%など。下落した都市は、天津市・南充市(四川省)の▲0.3%、上海市の▲0.1%だった。前年同月比で上昇幅が大きかった都市は、西安市の+25.3%、大理市の+22.7%、フフホト市(内モンゴル自治区)の+20.3%などだった。

【図表1】70大中都市の新築商品住宅価格指数:前月比変化



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表2】70大中都市の新築商品住宅価格指数：前年同月比変化

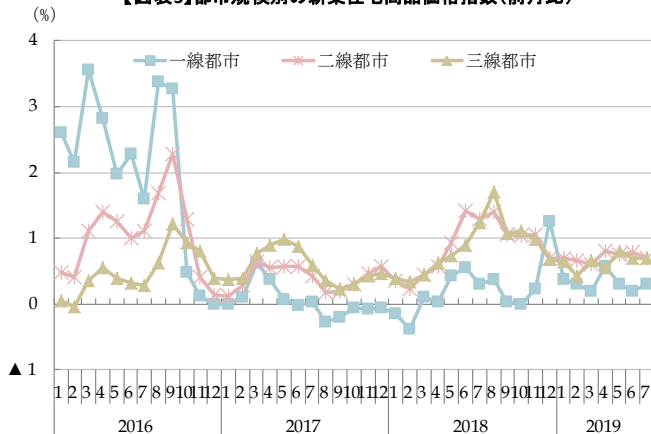


(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

都市の規模別の前月比平均上昇幅を見ると、一線都市^(注)は前月の0.2から0.3%に拡大、二線都市^(注)は前月の0.8%から0.7%に縮小、三線都市^(注)は前月から横ばいの0.7%だった(図表3)。一方、前年同月比では、一線都市が4.4%から4.3%、二線都市が11.4%から10.7%、三線都市が10.9%から10.2%と、上昇幅はいずれも前月から縮小した(図表4)。

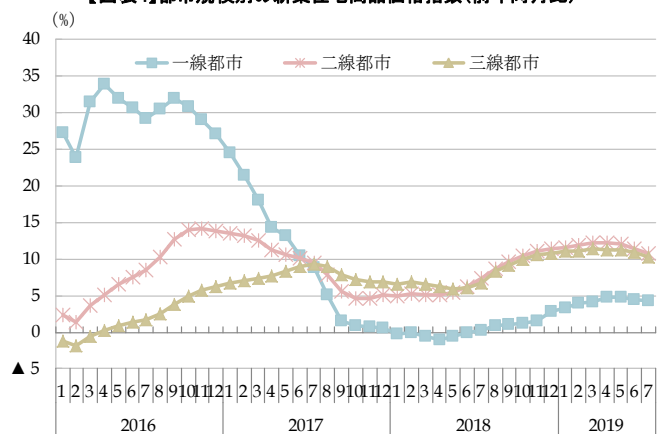
(注) 一線都市: 北京、上海、広州、深圳の4都市
 二線都市: 省都、副省都都市を含む31都市
 三線都市: 70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

【図表3】都市規模別の新築住宅商品価格指数(前月比)



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表4】都市規模別の新築住宅商品価格指数(前年同月比)



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

なお、7月末に開かれた共産党中央政治局会議で、経済の下振れ圧力がさらに高まって「不動産を景気刺激の手段としない」方針を強調。また、人民銀行も住宅ローンの増加ペースを合理的な水準に維持し、不動産市場に流入する資金の管理を強化する方針を発表し、政府は不動産市場の安定推移を重視する姿勢を鮮明にした。

【経済】

◆IMF 中国経済年次報告「為替介入見られず」

国際通貨基金(IMF)は9日、中国経済に関する年次審査報告を発表した。

人民元相場について、「中国人民銀行は為替介入をほとんど行っていない」との認識を示した。一方、為替政策の柔軟性と透明性を一段と向上させる必要があると指摘。先の米国政府による中国の「為替操作国」認定とは異なる見解を示した。

中国経済全般については、外需の減退と米中貿易摩擦の影響で、2019年のGDP成長率は前年の6.6%から6.2%に鈍化するとの予測を示した。引き続き貿易摩擦を巡る情勢が不透明な中、中国経済は下振れリスクに直面しているとし、貿易摩擦がさらに激化した場合、財政政策を中心とする追加の景気刺激策を打ち出すことで、経済成長を安定させる必要があるとも指摘した。

また、2018年の非金融部門の債務残高は前年比+10.4%と伸びは前年の+11.0%から鈍化し、レバレッジ解消に向けた金融当局の取り組みを評価した。一方、伸びは名目GDP成長率の+8.8%を上回り、非金融部門債務残高の対名目GDP比率は257%と高い水準にあることから、金融面の脆弱性が依然として高く、レバレッジ解消の努力を怠ってはならないと指摘した。

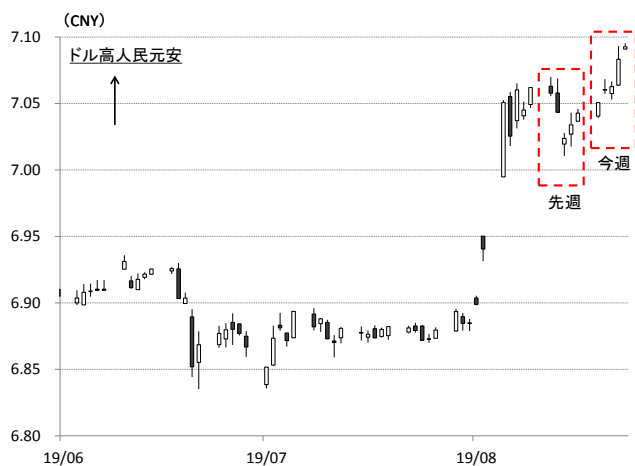
RMB REVIEW

◆米中摩擦を背景に根強い下落圧力

・先週(8/12～)及び今週(8/19～)のレビュー

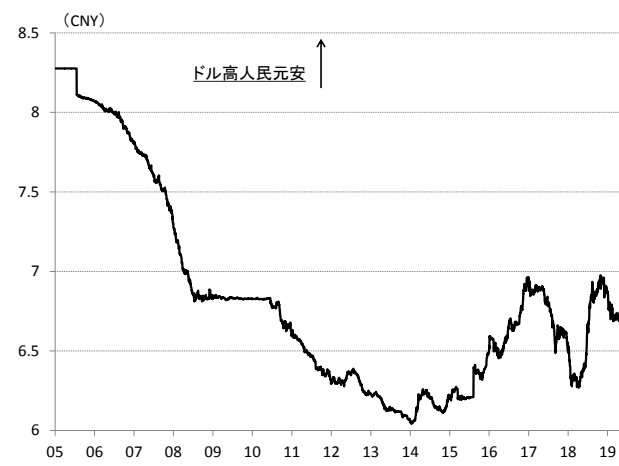
先週の人民元対ドル相場は、週初12日に前週末終値から概ね横ばいとなる7.0599で寄り付いた後、米中通商摩擦をめぐる不透明感やドル高を背景に同日に同週の週間安値7.0707までジリ安で推移。13日に米国が対中制裁関税第4弾の一部を延期すると、翌14日に大幅な人民元高で始まり、同日に同週週間高値7.0096まで上昇した。もっとも、同日に発表された7月の中国月次経済指標が総じて軟調な内容であったことや、トランプ大統領が香港問題に言及するなどして、米中通商協議への先行き不透明感が引き続き熾る中、人民元は再びジリ安基調となった。今週は週初19日に7.0391で寄り付き、直後に週間高値7.0385をつけると、同日米国時間に米商務省がファーウェイの関連46社を新たな制裁対象に指定するなど、米中通商摩擦が依然悪化方向へ推移する中、先週からの下落が続く形となった。23日には12日につけていた直近最安値を更新する週間安値7.0961をつけ、本稿執筆時点も7.09台で推移している(第1、2図)。

第1図：人民元対ドル相場(6/1～8/23)の11時00分時点



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：人民元対ドル相場(2005年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・第4弾制裁関税の一部延期で一旦反発も下落の流れは不変

先週からの人民元対ドル相場は、米国による対中制裁関税第4弾の一部先送り表明で、直近最安値圏から一時大きく反発した。もっとも、焦点の米中通商摩擦が依然悪化する方向で推移する中、早々に反発が一旦すると、下落の流れが再開。9月1日の対中制裁関税第4弾の発動が迫っていることも意識され、今週には今回のセッションでの最安値、かつ2008年3月以来約11年ぶりの安値を更新し、さらなる下落余地を窺う相場展開となっている。

この2週間、ドルの名目実効為替レートは上昇していた一方(第3図)、人民元の名目実効為替レートは、安値圏での弱含み推移となっており(第4図)、人民元対ドル相場の下落は、ドル高に起因する部分もあったようだ。人民元の名目実効為替レートは、当局が望ましいとみていると考えられる2016年後半以降形成して来たレンジ¹の下限を小幅に割り込んだ水準で推移中だ。度々指摘の通り、中国当局は、景気見通しの悪化に合わせて、人民元名目実効為替レートがこのレンジを小幅に割り込むことは許容しつつも、これを大幅に下放れることは許容しないのではないかとみている。人民元相場は、引き続き米中摩擦などを主因とするファンダメンタルズの悪化見通しを反映した人民元安圧力と、当局による人民元安抑制圧力との綱引きが続いている。

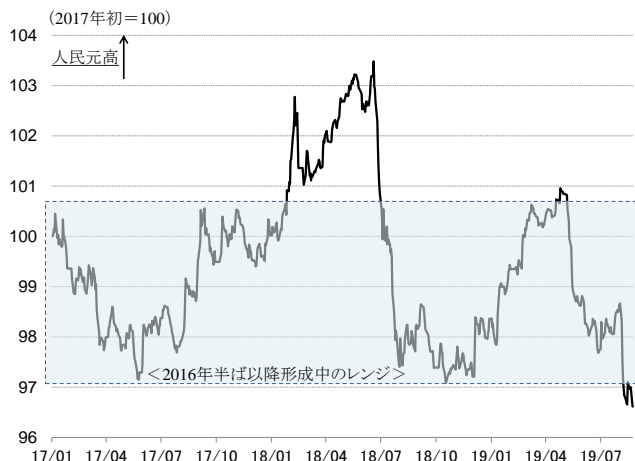
¹ 2016年後半以降形成して来た人民元の名目実効為替レートのレンジは、IMF推計の長期的な均衡レートにも概ね該当しており、中国当局も望ましい価格領域とみていると考えられる。

第3図：ドル名目実効為替レート(2019年6月以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成
(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

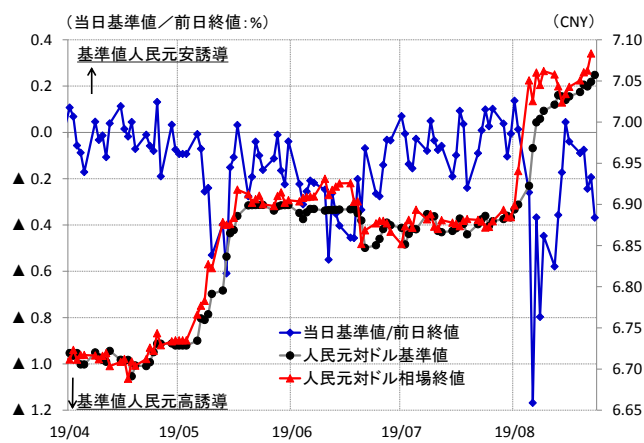
・人民元基準値は、実勢相場が弱含むに従い再び人民元高バイアスが強まっている

過去2週間の人民元の対ドル基準値は、7.05を挟んで弱含みで推移する実勢相場に合わせて、緩やかに人民元安方向へ推移した(第5図)。前日終値比でみると、8月上旬の大幅な人民元高バイアスに比べると抑制的に止まっていたが、実勢相場が弱含むに伴い、次第に人民元高バイアスが強まる方向へ推移しつつある。

また、第6図は、前日16時30分の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レート水準に対する、当日9時15分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効為替レート水準の比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を定点観測するものである²。過去2週間の同比率の人民元高バイアスは、人民元名目実効為替レートの急落が一服した15日以降、やはり8月上旬に比べて比較的抑制的となっていたが、今朝方(8/23)は再び人民元高バイアスが強まり始めている。

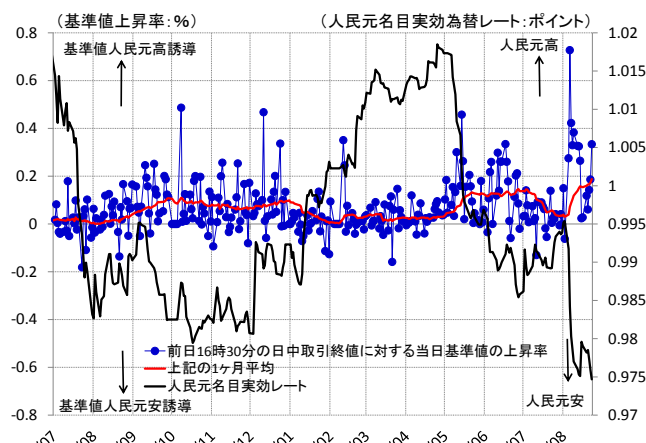
米中通商摩擦の先行き不透明感などに備え、中国当局は足元現状程度の人民元相場を容認しているものの、ここからのさらなる人民元安加速には一先ず歯止めを掛けようとしているようだ。

第5図：人民元対ドル基準値と人民元対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：基準値設定による人民元誘導スタンス(日次)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

² 現在オンショア人民元の取引は、現地時間9時30分から16時30分まで日中取引が行なわれた後、16時30分から23時30分まで夜間取引が行なわれている。中国人民銀行による毎朝9時15分の人民元の24通貨に対する基準値の設定は、前日日中取引終了時の16時30分から当日7時30分までの人民元名目実効為替レートが安定するように決定するとされている。しかし、実際には人民元高・安方向にバイアスがある場合が多く、これを観測することによって各時点での人民元基準値設定を通した当局の人民元誘導スタンスを検証したものの。

・米中通商摩擦は依然悪化の方向へ進んでいる模様

13日に米通商代表部(USTR)は、対中制裁関税第4弾の一部の発動を、当初の9月1日から12月15日に延期すると表明³(第7図)。米国もクリスマス商戦への悪影響などを考慮して態度を軟化させたようにもみえた。もっとも、翌14日にはトランプ大統領が香港問題の人的な解決の必要性に言及するなど、対中圧力の対象を政治・地政学の分野まで広げつつあり、摩擦緩和という楽観シナリオは、引き続き期待し難いことが改めて確認された。米国は大阪G20サミットでの合意事項にあったファーウェイに対する禁輸措置の一部撤廃も依然実行していないどころか、19日にはファーウェイ関連の46社に対して新たな制裁措置を導入した。トランプ大統領も、当面合意する準備はできていないと述べるなど、米中通商摩擦はむしろ悪化の方向にあるようであり、依然中国経済や世界経済の先行きに対する大きな不透明要因となっている。

第7図：米中通商協議に関する最近の動向

日時	発言者など	内容
8月		
1日	トランプ大統領	中国に対する第4弾制裁関税(3,000億ドル)を、9月1日より税率10%で発動する。
5日	米財務省	中国を為替操作国に認定する。
9日	トランプ大統領	中国との対話は継続しているが、我々には今すぐ合意する用意はできていない。
13日	米通商代表部	対中制裁関税第4弾の一部の発動を12月15日まで延期する。
14日	トランプ大統領	中国は通商合意を望んでいるが、まずは香港を人的に扱うべき。
15日	中国財政省	米国による対中制裁関税第4弾に対し、中国側としても対抗措置を取らざるを得ない。
18日	クロー-米国家経済会議委員長	米中の担当次官が10日以内に協議を実施し、これがうまく行けば交渉をさらに進める計画だ。
	トランプ大統領	人道的な方法で香港問題が解決されれば、通商合意にとって非常に良いだろう。自分はまだ合意する用意がない。
19日	米商務省	ファーウェイの関連会社46社に対して新たに制裁を導入。但し、一部保守に関する猶予措置は3ヵ月延長。
	ポンペオ国務長官	8日あるいは9日にトランプ大統領が台湾へのF16戦闘機の売却を承認した。
20日	トランプ大統領	米中摩擦は、短期的な結果が良いか悪いかどうかは重要ではない。いずれ合意に至るだろう。
21日	環球時報編集長	中国は米国と通商合意なしのシナリオの準備をしている。
22日	クロー-米国家経済会議委員長	21日に米中の担当者が生産的な貿易協議を行った。数日以内に再び電話協議が行われる見込み。

(資料) 各種報道より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

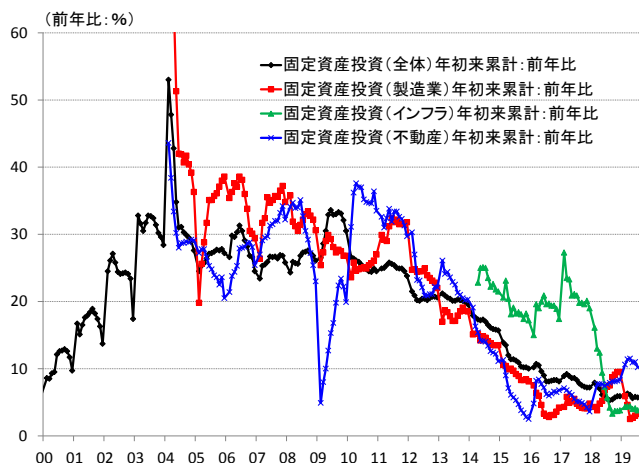
・7月分月次経済指標は、中国経済の減速基調が続いていることを確認

先週14日に発表された中国の7月分主要月次経済指標は、総じて軟調な内容となった(第8図～11図)。すなわち、7月分固定資産投資が年初来前年比+5.7%(市場予想:同+5.8%、前月:同+5.8%)、7月分社会消費財小売総額が前年比+7.6%(市場予想:同+8.6%、前月+9.8%)、7月分鉱工業生産が前年比+4.8%(市場予想:同+6.0%、前月同+6.3%)と、それぞれ市場予想、前月分を軒並み下回った。7月分調査失業率も5.3%と前月(5.1%)からジワリ上昇している。中国経済は依然として減速傾向が続いており、第4弾制裁関税の影響が顕在化すればさらなる減速も警戒される状況だ。

こうした中、16日に中国人民銀行は、銀行が貸出金利を設定する際に参照する最優遇貸出金利決定方式の修正・改良を発表した。従来の最優遇貸出金利は、中国人民銀行の貸出基準金利に事実上連動し易いものであったが、今後はより市場実勢を反映したものになる模様だ。20日に発表された新しい同金利は4.25%と、現状の4.31%から低下しており、事実上の利下げの効果を持つ内容となっていた。

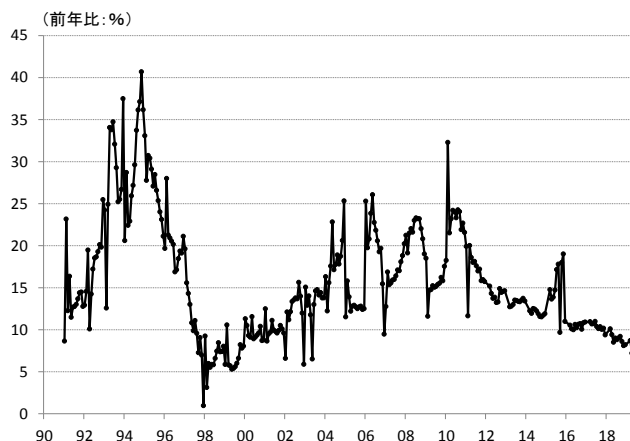
³ 8月14日付Bloomberg 報道“Trump Bows to Economic Fears in move to delay China tariff”によれば、9月1日より10%の関税の対象としていた約3,000億ドル分のうち、金額にして約1,600億ドル分(携帯電話、ノートパソコンなど)への発動が12月15日へ延期となる模様。

第8図: 固定資産投資(年初来前年比)



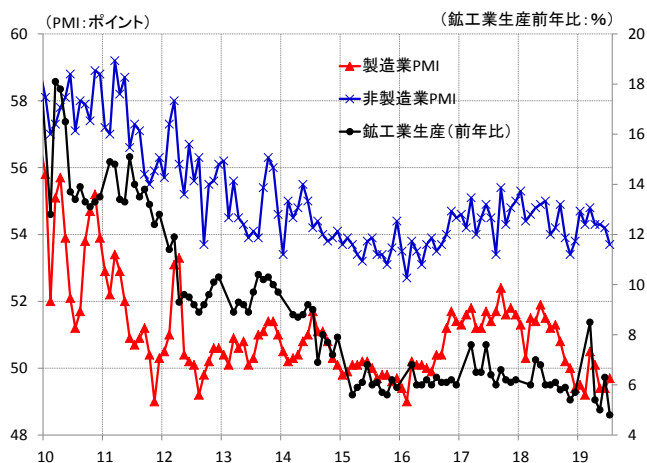
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第9図: 社会消費財小売総額(前年比)



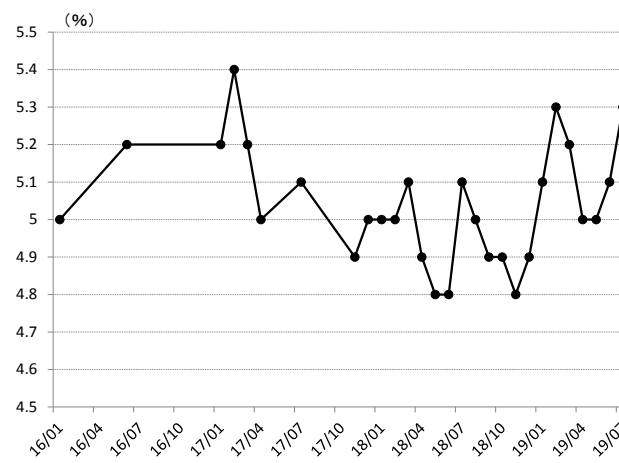
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第10図: 鉱工業生産(前年比)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第11図: 調査失業率



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・来週 (8/26~) の見通し

人民元対ドル相場は、今週直近安値を更新し依然下落圧力が根強いことが確認された。米中摩擦の先鋭化で景気の先行きに対するリスクは高まっている。また、既述の通り、足元の人民元対ドル相場の下落はドル高の側面もあり、人民元名目実効為替レートは安値圏での弱保ち合いに止まっている。さらに、心理的節目と言われた1ドル=7人民元を割り込んでも、これまでのところ大規模な資本流出や人民元の急落などはみられていない。こうした背景から、当局は現状程度、あるいは中長期的にさらなる小幅な人民元安を許容することも視野に入れている可能性がある。

とは言え、8月初旬以降の人民元安のピッチは早く、当局も人民元相場に関する市場の期待形成が不安定化しないかは慎重にモニタリングしていよう。特に次の節目の1ドル=7.1人民元の割り込みをこのまま簡単には定着させないように、来週はある程度の抑制圧力をかけて来るのではないかと見られる。

こうした中、本日夜(8/23)の米国ジャクソンホール会合でのパウエル FRB 議長の先行き利下げに関する言及が、市場が見込む以上のハト派的な内容でなかった場合、来週以降さらにドルが強含む可能性があり、追加的な人民元対ドル相場の下落材料となり得る点は要注意だ。来週も幾分かの人民元対ドル相場の下振れ余地は警戒しておく必要がある。もっとも、当局の下落抑制策などから、下落余地は限定的になるとみている。トランプ大統領の予期せぬ発言や、香港問題がさらに混迷しないかなども、(追加の下落材料にならないかという点で)引き続き目を配って行きたい。

MUFG BK CHINA WEEKLY (August 28th 2019)

(8月23日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2019.08.19	7.0391	7.0385~ 7.0486	7.0445	-0.0001	6.6089	-0.0268	0.8982	-0.0001	7.8209	0.0124	2.6800	3,020.29	62.10
2019.08.20	7.0600	7.0560~ 7.0683	7.0634	0.0189	6.6365	0.0276	0.9003	0.0021	7.8215	0.0006	2.6600	3,017.08	-3.21
2019.08.21	7.0566	7.0528~ 7.0672	7.0632	-0.0002	6.6306	-0.0059	0.9004	0.0001	7.8418	0.0203	2.6500	3,017.42	0.34
2019.08.22	7.0635	7.0635~ 7.0935	7.0875	0.0243	6.6542	0.0236	0.9033	0.0029	7.8685	0.0267	2.5000	3,020.69	3.28
2019.08.23	7.0920	7.0784~ 7.0992	7.0825	-0.0050	6.6447	-0.0095	0.9037	0.0004	7.8412	-0.0273	2.5000	3,035.38	14.68

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

労働契約の違法な解除又は終了を行った場合の法的責任と注意点

黒田法律事務所
 弁護士 鈴木龍司
 中国弁護士 包 香玉

<概要>

- 使用者による労働契約の解除又は終了が違法である場合、労働契約法に基づき、労働者は労働契約の継続又は賠償金の支払いの要求を行うことができる。
- もっとも、労働契約の継続が選択できなくなる「労働契約が継続履行不能である」との状況にいかなる場合に該当するかなどについては地方によって差異が存在する。このため、労働契約の解除、終了の必要が生じた場合、それが法定の条件を満たすか否かに加えて、労働契約の違法な解除又は終了を行った場合の法的責任についても、所在地の関連規定を含めて確認、検討しておくべきであると考えます。

1. はじめに

中国の人件費は上昇を続けており、例えば上海市の月平均賃金の推移¹を見てみると、2003 年は 1847 元、2008 年は 3292 元、2013 年は 5036 元、2018 年は 8765 元と、15 年の間に約 5 倍弱上昇しています。このような人件費の上昇もあり、在中の外資企業でも、無駄な人員の削減を試みる企業が少なくありません。しかし、中には労働契約を違法に解除又は終了してしまうケースも見受けられます。

この点について、労働契約法²第 48 条は、「使用者が本法の規定に違反して労働契約を解除又は終了し、労働者が労働契約の継続履行を要求した場合、使用者は継続履行しなければならない。労働者が労働契約の継続履行を要求しない又は労働契約がすでに継続履行不能である場合、使用者は本法第 87 条の規定に従って賠償金を支払わなければならない」と規定しており、違法な労働契約の解除又は終了について、使用者は、労働契約の継続、又は賠償金の支払いのいずれかの対応を行わなければならない旨が規定されています。

実務では、使用者と労働者との間で労働契約の違法な解除又は終了に関する紛争が生じた場合、労働者においても労働関係の継続を望まず、結果、賠償金の支払いがなされるケースもあります。

¹ 2017年までの平均賃金は、上海市人力資源及び社会保障局の以下のウェブページより確認できます。

<http://rsj.sh.gov.cn/201712333/bmfw/bmwd/zccs/02/201711/P020190417498360693594.pdf>

また、2018年の平均賃金は、「本市の人力資源及び社会保障領域の2018年度の都市組織の就業人員の平均賃金に関する関連事項についての説明」(http://rsj.sh.gov.cn/201712333/xwfb/zxd/01/201906/t20190621_1297800.shtml)に明記されています。

² 中華人民共和国主席令第65号、2007年6月29日公布、2008年1月1日施行、2012年12月28日改正公布、2013年7月1日改正施行

他方で、労働者において再就職が困難であると考えられる場合や、労働仲裁又は訴訟の期間における賃金収入が賠償金の額を上回る見込みである場合に、労働者が労働契約の継続を要求するケースもあります。

もっとも、いかなる場合に労働契約の継続が必要となるか、及び紛争期間中の賃金の算出基準については、後述のとおり、地方ごとに差異も見られ、その差異が企業に与える影響は小さくないと考えます。そこで、本稿では、労働契約の違法な解除又は終了を行った場合に生じる労働契約の継続、又は賠償金の支払いの対応に関するそれぞれの注意点について取り上げます。

2. 労働契約の継続についての注意点

(1) 要件

労働契約法第 48 条に基づき、使用者が労働契約の継続をしなければならないのは、以下の全ての要件を満たす場合です。

- ① 使用者が本法の規定に違反して労働契約を解除又は終了したこと
- ② 労働者が労働契約の継続履行を要求すること
- ③ 労働契約がすでに継続履行不能である場合ではないこと

このうち、①については、本稿では紙幅の制限のため、詳細には言及致しませんが、簡単に言えば、i 法定の労働契約解除事由又は終了事由がない状況にも関わらず、労働契約の解除又は終了を行う場合と ii 法定の労働契約解除事由又は終了事由はあるものの、労働契約の解除制限事由又は終了制限事由がある状況において、労働契約の解除又は終了をしてしまう場合がこれに該当します。

次に、③の「労働契約がすでに継続履行不能である」に関し、どのような場合に当該要件に該当するかの解釈は地方ごとに差異が存在します。

例えば、北京市では、北京市高级人民法院と北京市労働人事爭議仲裁委員会が連名で公布した「労働爭議事件の審理における法律適用問題の解答」³第 9 条において、「労働契約が確かに継続履行不能である」には主として以下の場合が該当するとしています。

- i 使用者が法に基づき破産を宣告され、営業許可証を没収され、廃業を命じられ、取り消された場合又は使用者が期限前の解散を決定した場合
- ii 労働者が仲裁又は訴訟の過程において法定の定年退職年齢に達した場合
- iii 労働契約が仲裁又は訴訟の過程において期限満了により終了し、かつ労働契約法第 14 条に規定される、期間の定めのない労働契約を締結しなければならない事由が存在しない場合
- iv 労働者のもとの職務が、使用者の通常の業務展開において代替不可能性及び唯一性が

³ 京高法発 [2017] 142号、2017年4月24日公布、施行

かなり強く（例：総経理、財務責任者等）、かつ労働者のもともとの職務がすでに他者によって代替されており、労使双方が新たな職務について合意に達することができない場合

- v 労働者がすでに新しい組織に就職している場合
- vi 仲裁又は訴訟の過程において、使用者が労働者に対し復職通知を送達し、労働者に継続勤務を要求したが、労働者が拒んだ場合
- vii 労働契約の継続履行条件を明らかに具備しないその他の場合

また、特に注意すべき点は、同条ではあえて、「労働者のもともとの職務がすでに他者に代替されている場合に、使用者がそれのみを理由として抗弁しても、『労働契約が確かに継続履行不能である』と認定すべきではない」旨を規定していることです。

他方で、広東省における裁判事例を見てみると、「労働契約がすでに継続履行不能である」を緩やかに解釈しているように思われます。例えば、広東省高級人民法院における事例として、使用者が新しい従業員を雇用して、労働者のもともとの職務の代替としていることを理由として労働契約継続履行の請求を棄却した事例⁴や、「双方には激しい争いが発生しており、しかも何度も警察に通報しているため、労働契約を継続履行する信頼及び基盤がすでに失われている」ことを理由として、労働契約継続履行の請求を棄却した事例⁵などがあります。

(2) 紛争期間中の賃金

使用者と労働者との間で労働契約の違法な解除又は終了に関する紛争が生じ、結果として、労働関係が継続されることとなった場合、使用者は、労働契約の違法な解除又は終了の日から労働契約の履行再開までの期間における賃金を労働者に賠償しなければなりません。

もともと、当該賃金の具体的な額の算出方法には、地方ごとに差異が存在します。

まず、北京市では、「労働争議事件の法律適用問題に関する北京市高级人民法院、北京市労働争議仲裁委員会の研究討論会の会議概要（2009）」⁶第 24 条に基づき、以下の原則に従って処理されます。

- ・ 使用者の処理決定が、手続面における瑕疵の存在のみに起因して法に基づき取り消された場合、使用者は最低賃金基準により上記期間の賃金を労働者に支払う
- ・ 使用者の処理決定が、実体面における問題の存在に起因して法に基づき取り消された場合、使用者は労働者の通常労働時の賃金基準により上記期間の賃金を労働者に支払う

次に、上海市では、「上海市企業賃金支払規則」⁷第 23 条に基づき、以下の原則に従って処理されます。

⁴ (2017) 粵民申1951号

⁵ (2016) 粵民申3286号

⁶ 2009年8月17日公布、同日施行

⁷ 滬人社綜發 [2016] 29号、2016年6月27日公布、同年8月1日施行

- ・ 賃金基準は、企業が労働契約を解除する前の 12 か月間における労働者本人の平均月給に、支給停止月数を乗じたものとする。但し、双方いずれにも責任がある場合、責任の多寡に応じてそれぞれ責任を負う

また、広東省では、「広東省賃金支払条例」⁸第 29 条に基づき、以下の原則に従って処理されます。

- ・ 賃金基準は、労働者本人の直前 12 か月間の平均の通常労働時間給である

なお、裁判事例⁹において、労働者の賃金収入が現地の従業員の平均賃金の 3 倍を上回る場合、現地の従業員の平均賃金の 3 倍を使用者による賃金の計算基準とするものもあり、参考に値します。

3. ②賠償金の支払いについての注意点

(1) 要件

労働契約法第 48 条に基づき、使用者が労働者に賠償金の支払いをしなければならないのは、以下の全ての要件を満たす場合です。

- ① 使用者が本法の規定に違反して労働契約を解除又は終了したこと
- ② 労働者が労働契約の継続履行を要求しない又は労働契約がすでに継続履行不能である場合

(2) 賠償金額

賠償金の支払いについてはその金額が問題となります。

この点について労働契約法第 87 条は、「使用者が本法の規定に違反して労働契約を解除し、又は終了した場合、本法第 47 条で規定する経済補償金基準¹⁰の 2 倍に従い労働者に賠償金を支払わなければならない」旨を規定しています。

もっとも、労働契約の解除又は終了に手続上の法令違反のみが存在する場合には、上記賠償金の支払いが不要となる可能性があります。

例えば、最高人民法院が公布した「労働紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（四）」¹¹第 12 条は、労働組合を設立した使用者の行う労働契約の解除が、使用者からの労働契約の解除の規定（労働契約法第 39 条、第 40 条）に合致するものの、労働契約の解除前に労働組合に通知するとの規定（労働契約法第 43 条）に従っていなかった場合について、労働契約の違法解除を理由とした賠償金の支払い要求を支持するとしつつ、但書で、提訴前に使用者が関連手続を

⁸ 広東省第十二回人民代表大会常務委員会公告第56号、2005年1月19日公布、2005年5月1日施行、2016年9月29日改正公布、同日改正施行

⁹ (2016)京03民終10663号

¹⁰ 「本法第47条で規定する経済補償金基準」は、「労働者の月賃金」×「勤続年数」との算式で算出され、ここでいう「労働者の月賃金」は、労働契約の解除又は終了前12か月間の平均賃金を原則とし、ここでいう「勤続年数」は、6か月以上1年未満の勤続日は1年として計算し、6か月に満たない勤続日については半月分(0.5年)として計算することを原則とします。

¹¹ 法釈[2013]4号、2013年1月18日公布、同年2月1日施行

補正した場合はこの限りではない旨を規定しています。つまり、労働契約の解除前に労働組合に通知するとの手続上の違法があった場合も、労働者による提訴前に補正をすれば、上記賠償金の支払いは不要になります。

また、上海市高级人民法院が公布した「『労働契約法』の適用における若干の問題に関する意見」¹²第8条においても、解除条件を満たしている場合に、30日前までに労働者に通知しなかったなどの手続上の瑕疵が存在するのみであれば、使用者は、相応の予告手当を支払うなどの方法によって補正する必要があるものの、賠償金の支払いは要しない旨が規定されており、参考に値します。

4. まとめ

上述のとおり、使用者による労働契約の解除又は終了が違法である場合、労働契約法に基づき、労働者は労働契約の継続又は賠償金の支払いの要求を行うことができます。特に労働契約の継続が要求された場合、使用者の人事管理、他の従業員のモチベーション等にマイナスの影響を与える可能性があると同時に、場合によっては従業員の二重雇用のコストが生じることとなります。

もっとも、上述のとおり、いかなる場合に「労働契約が継続履行不能である」に該当するか、及び紛争期間中の賃金の算出方法については地方によって差異が存在します。このため、企業において労働契約の解除、終了の必要が生じた場合、それが法定の条件を満たすか否かに加えて、労働契約の違法な解除又は終了を行った場合の法的責任についても、所在地の関連規定を含めて確認、検討しておくべきであると考えます。

以上

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2019 年 9 月 28 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>

¹² 滬高法[2009]73号、2009年3月3日公布、同日施行